

浜松市防災協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市防災協会会則第4条第5号に規定する会員の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の要件)

第2条 会長は、次の各号に定める事業所及び個人と認めるときは、これを表彰する。

(1) 事業所の表彰は、過去に本規程による表彰を受賞していない事業所で、過去10年以内に火災又は危険物等に係る事故による人的な損害がなく、かつ、過去5年以内に消防関係法令違反及び火災又は危険物等に係る事故がない事業所のうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 防火防災思想の普及啓発に努め、他の模範となるもの

イ 安全教育が徹底しており、他の模範となるもの

ウ 保管理体制が優れており、他の模範となるもの

エ その他顕著な功績があり、他の模範となるもの

(2) 個人の表彰は、過去に本規程による表彰を受賞していない者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 防火管理者又は危険物取扱者として、安全管理の推進に尽力し、その功績が顕著であるもの

イ その他顕著な功績があり、他の模範となるもの

(表彰の推薦)

第3条 表彰の推薦は、部会長が次に掲げる様式により、会長に推薦するものとする。この場合において、推薦できる件数は、部会ごとに事業所1件、個人2件とし、部会員数が100を超えるごとに事業所、個人ともに1件を追加することができる。

(1) 事業所 事業所表彰推薦書 (第1号様式)

(2) 個人 個人表彰推薦書 (第2号様式)

(表彰の決定)

第4条 会長は、前条の表彰の推薦があったときは、理事会に諮りこれを決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、定期総会において、会長が表彰状に記念品を添えて授与する。

(感謝状)

第6条 第2条に規定する表彰のほか、会長が必要と認めるときは、感謝状を授与することができる。

2 感謝状の授与は、定期総会において、会長が感謝状に記念品を添えて行う。

附 則 この規程は、平成27年4月28日から施行する。

年 月 日

浜松市防災協会

会長 様

部会長

事業所表彰推薦書

下記の事業所は、浜松市防災協会表彰規程第3条に該当すると認めるため、推薦いたします。

記

1

(ふりがな) 事業所名	
所在地	TEL
代表者名	
推薦理由	
その他参考事項	

2

(ふりがな) 事業所名	
所在地	TEL
代表者名	
推薦理由	
その他参考事項	

3

(ふりがな) 事業所名	
所在地	TEL
代表者名	
推薦理由	
その他参考事項	

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

浜松市防災協会

会長 様

部会長

個人表彰推薦書

下記の者は、浜松市防災協会表彰規程第3条に該当すると認めるため、推薦いたします。

記

1（防火管理者・危険物取扱者）

(ふりがな) 氏名		
事業所	所在地	TEL
	名称	
職務上の地位		
推薦理由		
その他参考事項		

2 (防火管理者・危険物取扱者)

(ふりがな) 氏名		
事業所	所在地	TEL
	名称	
職務上の地位		
推薦理由		
その他参考事項		

3 (防火管理者・危険物取扱者)

(ふりがな) 氏名		
事業所	所在地	TEL
	名称	
職務上の地位		
推薦理由		
その他参考事項		